

令和5年12月21日

一宮市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者
小塚重男

一宮市上下水道部管理規程第8号

一宮市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業給水条例施行規程(昭和35年一宮市水道部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(特別な場合における基本料金の算定に係る端数金額の処理) 第22条の2 条例第28条第1項第1号に該当する 場合で、基本料金の2分の1に相当する金額 に1円未満の端数が生じたときは、その端数 は、これを切り捨てるものとする。	(特別な場合における基本料金の算定に係る 端数金額の処理) 第22条の2 条例第28条第1項 <u> </u> に該当す る場合で、基本料金の2分の1に相当する金額 に1円未満の端数が生じたときは、その端数 は、これを切り捨てるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。